

省エネ適合性判定料金

判定料金

単位 (円)

延べ面積	モデル建物法		標準入力法	
	工場モデル	その他	工場モデル	その他
$A < 500 \text{ m}^2$	60,000	110,000	150,000	280,000
$500 \text{ m}^2 \leq A < 1,000 \text{ m}^2$	80,000	140,000	190,000	350,000
$1,000 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	100,000	180,000	230,000	420,000
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$	120,000	220,000	280,000	500,000
$5,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	160,000	280,000	330,000	600,000
$10,000 \text{ m}^2 \leq A < 20,000 \text{ m}^2$	200,000	340,000	400,000	720,000
$20,000 \text{ m}^2 \leq A < 50,000 \text{ m}^2$	240,000	400,000	470,000	840,000
$50,000 \text{ m}^2 \leq A$	別途見積			

1. 延べ面積の算定は、棟単位で料金を算定します。
2. 住宅部分・非住宅部分を有する複合建築物の場合、非住宅部分の延べ面積で算定します。
3. 建築物全体が計算対象外となる場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室が無い場合の料金は、一律 30,000 円とします。
4. 複数のモデルで一部でも工場モデル以外が含まれる場合、その他の判定料金とします。
5. 複数のモデルの場合、(モデル数 - 1) × 30,000 円を判定料金に加算します。
6. 増改築の場合は、既存部分を含めた延べ面積で算定します。ただし、既存部分の BEI にデフォルト値を採用する場合は、増改築部分の延べ面積で算定します。
7. 計画変更の料金は、上記表の判定料金とします。
8. 軽微変更該当証明書の料金は、判定料金の 2 分の 1 の額とします。
9. 他機関で判定を受けた計画変更及び軽微変更該当証明書の料金は、上記表の判定料金とします。
10. 料金はすべて消費税込みの金額です。